

しんじょう

2012.7.25

市議会だより

117



歩いて元気
～鳥越八幡参道～

平成24年6月定例会

| | |
|---------------|----|
| ■ 動き出した議会改革 | 2 |
| ■ 本議会の審議から | 5 |
| ■ 8議員による一般質問 | 6 |
| ■ 各常任委員会の審査から | 10 |
| ■ あとがき | 12 |



動き出した議会改革 「市民とともにある議会」を目ざして!

～新庄市議会初の「議会報告会」を開催～

これまで の経過

地方分権が進み「地方のことは地方が決める」という、地方自治本来の流れが全国の地方自治体に浸透し、「二元代表制」というシステムの一翼を担う議会の役割と責任がより重要になっていきます。

そのため、全国の地方議会では、住民にわかりやすい開かれた議会、市民福祉向上のために機能する議会を目指し、議会基本条例制定を含めた議会改革が進んでいます。

新庄市議会では、平成22年2月16日に議長の諮問機関として「議会改革・活性化検討会」を設置し、議会改革に向けての検討に入りました。また、平成23年春の選挙により新しく構成された議会でも、「議会改革特別委員会」が6月21日に組織されました。さらなる議会改革に向けて検討しています。

市民と、その代表機関である議会との信頼関係を築き、福祉向上に貢献するため、「新

庄市議会基本条例」を制定し、不断の議会改革を進めるという確固たる意志を明確化するため議論を進めているところです。

新庄市議会は、どのような議会を目指すのか、その議会を実現するためにどのような改革を実践していくのかを検討し、「市民とともにある議会」を目指すこととなりました。そのためには、「開かれた議会」を実践していく必要があり、改革の検討と並行して、議会での審議内容等、議会の活動状況や結果を説明する「議会報告会」を実施することになりました。

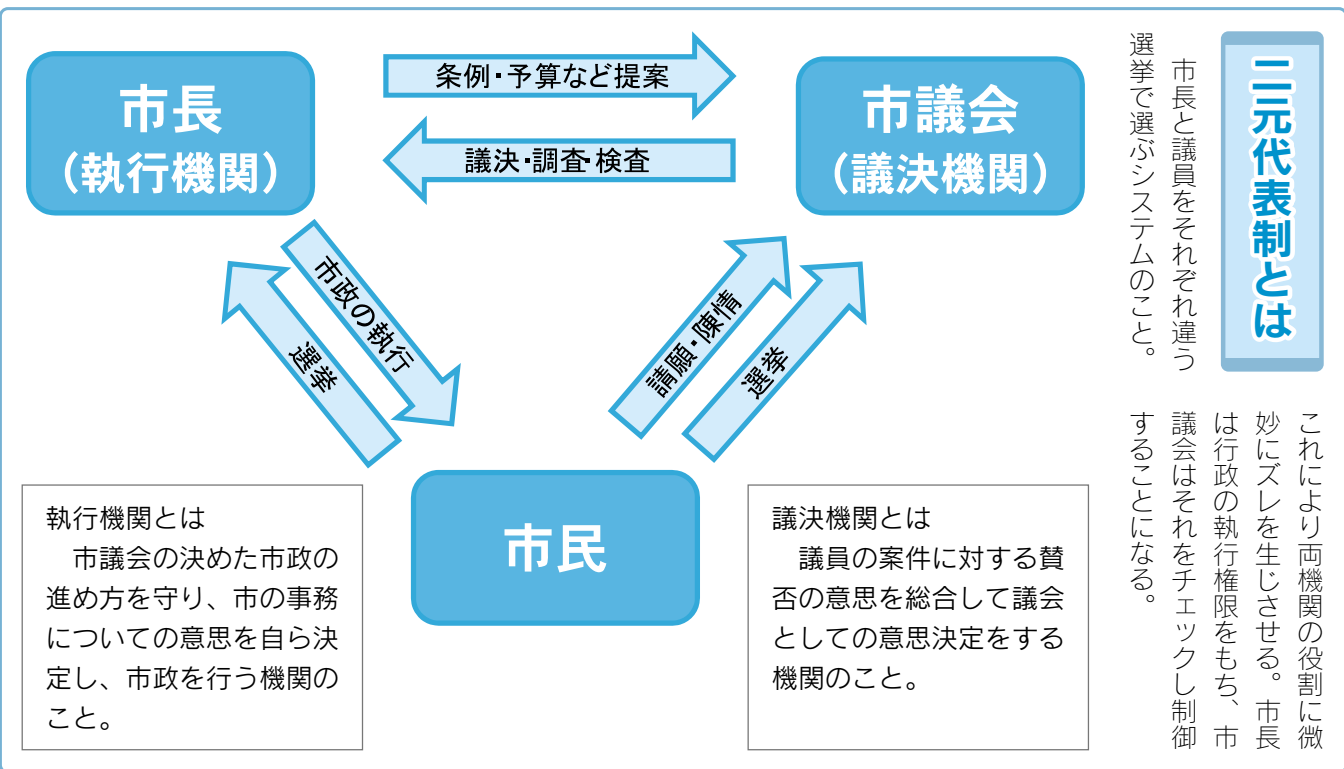
開催に向けて実施要綱の検討を行い、平成24年2月7日に議員懇談会で了承を得ました。また、他市議会の議会報告会の視察なども行いました。そして、5月21日、23日の両日に「新庄市議会報告会」を、市内5会場で開催しました。

当日は3月議会定例会の審議内容等の報告をし、その後質疑応答が行われました。参加者から出た市政や議会へのさまざまな質問について掲載します。

二元代表制とは

市長と議員をそれぞれ違う選挙で選ぶシステムのこと。

これにより両機関の役割に微妙にズレを生じさせる。市長は行政の執行権限をもち、市議会はそれをチェックし制御することになる。



5月21日 午後7時

萩野地区公民館

来場者14名



を集めるために金土日の開催をしてはどうですか。

議員 議会の中でも土日開催の声はあります。しかし、様々な問題もあることから、執行部との話し合いによって、よりよい新庄祭りにするため今後も検討してまいります。

市民 議会報告会は参加者のためになり、議員が身近に感じられます。参加者を増やすために、広報車で回ってはどうでしょうか。

議員 報告会にご理解をいただきありがとうございます。今後は広報活動に力を入れて参加者の増に努めていきます。

八向地区公民館

来場者10名

市民 議会だよりには、もっとわかりやすい表現を希望します。

議員 注釈やルビをふるなどわかりやすい表現を取り入れていきます。

市民 観光資源が足りないため、他の町村と連携しての観光プランニングが必要ではないですか。

議員 最上8市町村一体となって観光客の誘致に努め、

「また来たい」と言ってもらえるようなプランを考えていきます。

市民 除雪費用が6億円と、金額に驚きましたが、地域間に格差が生じているのではないですか。

議員 雪の量や気候にどうしても左右されてしまいます。自然が相手なので、臨機応変な対応に努めるよう市長と協力してまいります。



5月23日 午後7時

市民プラザ(和室)

来場者9名

市民 議会の専門用語が難しく、言っている意味がわから

ないのですが。

議員 専門用語は、わかりやすく極力平易な言葉で表現していきます。

市民 日常の議員活動に疑問を持っているのですが。

議員 議員の仕事は本会議での審議ばかりでなく、委員会活動など様々な仕事があります。市民と議員のお互いの理解が不足しているように感じます。市民とともによりよい市政づくりに関わっていきたいと思います。

市民 開催時期・周知方法を十分に検討する必要があるのではないですか。

議員 次回開催は、9月議会



定例会のあとに予定しています。その際には、開催時期を慎重に設定し、積極的な広報活動をして参加者増に努めていきます。

わくわく新庄

来場者13名



市民 市町村合併について議会がリーダーシップをとっていないのではないですか。

議員 広域の問題なので他町村の議員とも今後議論を交わしていきたいと思えます。

市民 市民からの要望、意見を聞きつばなしにしないで、必ず働きかけをし、事後報告をしてください。

議員 皆様からの意見を尊重し、報告できるように努めます。

市民 除雪、流雪溝、雪下ろし等、冬季間の問題は大きいですが、では夏季に議会は雪の問題についてどのような対策活動をしてきたのか。

議員 通年の懸念材料であり、関係課とも連携し、冬の安全に努めていきます。

文化会館小ホール

来場者23名



市民 市長の取り組みをしっかりとしてほしい。
議員 努力していきます。

市民 医師がジエネリックをすすめたが、薬局の薬が少ないなどの問題があるのではないですか。

議員 現状について確認してみます。

市民 最上川揚水の電気料金はいくらですか。

議員 (後口回答) 1100万円です。

国が2分の1、県が4分の1の補助で、利用者が4分の1の負担となっています。

**議会報告会
のまとめ**

新庄市議会は全議員総意のもと、議会改革の一環として、

3月議会定例会前から議会報告会に向けての検討・準備を進めてきました。報告会の開催まで10数回の協議や他議会の報告会視察などを重ね、ようやく5月21日、23日の両日に、新庄市議会始まって以来の「新庄市議会報告会」を、市内5会場で開催することができました。

当市議会では、「市民に開か

れた議会」を目標に、議会が身近に感じられる取り組みを進めてまいります。

この報告会は議員個人としてはではなく、全議員が「議会」として、定例会での審議内容を市民に直接説明します。そして、市民の皆様との意見交換を通して、議会の役割と責任を果たしていくというものです。

しかしながら、今回開催日が農繁期などと重なり、告知方法についても市議会だよりや公共施設に貼り出したポスター、全戸回覧など実施したもの、それ以上の広報活動をしなかったことなどもあり、残念ながら参加者数は5会場総計69名と、予想より大変少ない結果となりました。

今後は、9月議会定例会の後、第2回議会報告会を開催する予定です。開催時期の設定や広報についても、より多くの市民の皆様に参加いただけるよう、今回いただいた意見を参考にし、改善点等を検討し次回の開催に生かしていきたいと考えています。

議会改革は、まだまだ始

民の皆様のご意見をより一層反映する努力をしたいと思います。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

議会改革特別委員会

委員長 小関 淳



用語解説

■ 諮問

ある事項について意思決定を行う権限を有する者が、意思決定を行うのに際し、他の機関に対し、法令上定められた事項について意見を聴くこと。

■ 答申

諮問に応じて、諮問機関が出す意見のこと。

■ 凍上災

冬の低温によって道路の地盤中に霜柱が発生することによる地面の隆起等により道路舗装面にひび割れが入ること。

■ 専決処分

議会が議決又は決定すべき事件について、法令事由に該当する場合及び議会の議決により委任された場合に、長が議会に代わってこれを処分すること。

平成24年度一般会計は9,095万6千円を追加し

総額 140億7,595万6千円となりました

本会議の 審議から

6月定例会に市長から出された案件は、新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてなどの報告6件。新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、平成24年度新庄市一般

一般会計補正予算

再生可能エネルギーについて

議員 再生可能エネルギー導入促進事業費補助金について説明を。

総合政策課長 太陽光発電をはじめ、小水力、バイオマス、風力といった新エネルギーと言われるものが対象となっています。その中で適切なものを選択して整備を図るとい

う24年度から27年度までの4年間行われる事業です。新庄市

会計補正予算(第1号)など議案4件。さらに最終日に議案3件、議案2件が追加されました。審議の結果については、別表(6月定例会で審議された議案等)を参照ください。一般会計補正予算は、歳入、歳出それぞれに9095万6千円を追加し、総額140億7595万6千円となりました。

それでは本会議で話し合われた内容から主なものをご紹介します。

道路維持事業について

議員 道路維持事業の内容を。

都市整備課長 修繕料については市道の舗装修繕にかかる費用です。業務委託料については凍上災が県内全域で認定されたということで新庄市においても凍上災の災害申請を行うにあたっての調査業務委託料です。

次の議会

報告会には

皆とっしよに

わしも行って

みようかのう



6月定例会の経過

| | |
|--------|-------------------------|
| 8日(金) | 開会(議案説明等) |
| 9日(土) | 休会 |
| 10日(日) | 休会 |
| 11日(月) | 本会議 |
| 12日(火) | (一般質問4名) 本会議 |
| 13日(水) | (一般質問4名) 常任委員会(総務文教) |
| 14日(木) | 常任委員会(産業厚生) |
| 15日(金) | 休会 |
| 16日(土) | 休会 |
| 17日(日) | 休会 |
| 18日(月) | 休会 |
| 19日(火) | 最終日 |

一般質問

一般質問は、6月11日と12日の2日間、8名の議員が行いました。
質問の要旨は、質問者の原稿のとおり掲載しました。

6月定例会一般質問の質問者と質問事項

奥 山 省 三

1. 空き家対策について
2. 人口減少社会の街づくりについて
3. 職員地域担当制について
4. 放射能汚染について

佐 藤 義 一

1. 耕作放棄地の現状について
2. 空き家対策について
3. 選挙の投票時間の見直しについて

伊 藤 操

1. 市民の健康づくりについて
2. 中学校における新たな必修科目について

小 関 淳

1. 新庄まつりの運営について
2. 中心市街地・中心商店街の維持と再生について
3. 職員と業務体制について
4. 人事評価制度について

山 口 吉 静

1. 東日本大震災のがれき処理等の受け入れについて
2. 消防団について
3. 母子家庭と父子家庭の福祉サービスの差は、現状内容について
4. 今後の企業誘致についての基本計画方針について
5. 特別養護老人ホームの増設、増床の現状・計画について
6. 中心商店街の活性化について
7. 環境行政について
8. 防災対策について

小 嶋 富 弥

1. 地域防災計画と自主防災組織について
2. 市の生活道路について
3. マラソン大会で地域の活性化を

佐 藤 卓 也

1. 意欲ある農業者の育成・確保について
2. もがみ観光博について
3. Facebook（フェイスブック）について
4. エコロジーガーデンの利活用について

佐 藤 悦 子

1. 問題の多い小中一貫教育よりも緩やかな小中連携を
2. 高齢者・障害者にあたためた福祉を
3. 国保税の引き下げ及び広域化の問題について

6月定例会で審議された議案等

| 種類 | 番号 | 件 名 | 結果 |
|-------------------|------|---------------------------------------|----|
| 【市長提出】 | | | |
| 報告 | 第4号 | 新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について | 承認 |
| | 第5号 | 新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について | 承認 |
| | 第6号 | 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について | 了承 |
| | 第7号 | 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について | 了承 |
| | 第8号 | 平成23年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について | 了承 |
| | 第9号 | 平成23年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について | 了承 |
| 議案 | 第38号 | 新庄市固定資産評価員の選任について | 同意 |
| | 第39号 | 新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 |
| | 第40号 | 平成24年度新庄市一般会計補正予算（第1号） | 可決 |
| | 第41号 | 平成24年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） | 可決 |
| | 第42号 | 新庄中学校体育館改築工事の内建築工事請負契約の締結について | 可決 |
| | 第43号 | 財産の交換について | 可決 |
| | 第44号 | 平成24年度新庄市一般会計補正予算（第2号） | 可決 |
| 【議員・委員会提出】 | | | |
| 議会案 | 第2号 | 脳脊髄液減少症の医療に関する意見書の提出について | 可決 |
| | 第3号 | 公的年金の改定に反対する意見書の提出について | 可決 |

請願の審議結果

| 件 名 | 請 願 者 | 紹介議員 | 結果 |
|------------------------------------|--|------------------------------|----------|
| 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出に関する件 | 山形市木の実町12番37号 大手門パルズ4階山形県 平和センター内 さようなら原発 県民アクション呼びかけ人代表 高橋 義夫 | 伊藤 操 遠藤敏信 奥山省三 佐藤義一 | 継続 審査 |
| 脳脊髄液減少症の医療に関する請願書 | 最上郡戸沢村名高989番地 脳脊髄液減少症友の会 代表 荒川 ミキ子 | 小関 淳 | 採択 |
| 公的年金の改定に反対する意見書提出を求める請願 | 新庄市小田島町6番26号 全日本年金者組合新庄支部 支部長 小野 雅央 | 小関 淳 小嶋富弥 | 採択 |



空き家対策について

奥山省三

◎市内を見ると倒壊、半倒壊の空き家の建物が見受けられます。近隣に迷惑をかけるだけでなく、今後増加すると考えられます。これらの危険な建物について、対策はどのようにしていくのかお聞きします。

市長 空き家の中には、豪雪による倒壊・落雪、暴風による飛散等周辺へ危険を及ぼすなどの甚大な影響を与えているものがあります。空き家対策については、今後の大きな課題として現在庁内で検討しており、8月までを目途に全地域での調査をしたいと考えています。雪下ろしや飛散物の撤去等については、所有者に連絡を取り速やかに実施してもらうように説明していますが、所有者が不明、判明しても連絡が取れないケースがあり、バリケード設置や道路上の飛散物の撤去・一時保管などすることもあります。しかし個人の財産ということで対処の方法に苦慮しています。今後空き家の老朽度や周辺環境、所有管理状況等、実態調査の結果に基づき対応していきます。
◎放射能汚染について当市の測定数



値は人体に対して、全く問題ないのですか。食物等の安全性の検査はどのようにされているのですか。

市長 放射能については、市内6箇所です。県と市が毎月1回測定していますが、結果については、ホームページに掲載しています。平成24年4月現在までの測定結果では、人間の健康に影響を及ぼす放射線量ではありませんでした。また、食物、最近では山菜等について、県で検査していますが、県内を8ブロックに分け、延べ30品目について検査し、いずれも「不検出」とされています。



空き家解消に向けて空き家バンクと空き家条例の制定は

佐藤義一

◎空き家情報登録制度の設置と空き家条例の制定についてのお考えを問います。

市長 隣の親戚や知人から情報や世話を受けられなくなっているような社会の中で、個人財産をどこで線引きするのが大きな問題です。行政が、代執行で雪下ろし等に税金を使うことも、限られた予算の中ではそこにお金を割っていくことが適当なのか疑問が残ります。まずは、空き家の実態調査を行い、所有者の確認を行います。そして、プロの目も入れて、危険家屋なのか再利用できる家屋なのか、個人の財産なのか市に寄託されるものなのか、そういったことを線引きしながら、また、その一定の線の判断に対しても協議していきたいと考えています。

◎選挙の投票時間の見直しについてお尋ねいたします。

選挙管理委員長 投票時間は、公職選挙法に「投票所は午前7時に開き、午後8時に閉じる。」と規定されています。また「特別の事情のある場合」に例外的に投票時間を変えることが



できるとあります。投票時間の繰上げについては、これまでの選挙における投票状況や選挙経費など様々な角度から検証し、「特別の事情」があるのか、他市町村の状況はどうか、多方面からの意見を聞きながら、慎重に検討していきたいと思えます。



市民の健康づくりについて

伊藤 操

◎各団体等で、健康づくりの取り組みは活発に行われているようですが、会費や曜日に捉われず、もっと気軽に体力増進できる場所も必要ではないでしょうか。

市長 本市には、13箇所の体育施設と、わくわく新庄や農村環境改善センターなどの運動施設があり、管理運営しています。他に県立のすばいでもあり。昨年10月には山屋セミナーハウスの屋内運動場もオープンしましたし、市内の小中学校の屋内運動場も解放していますので、こういった各施設を有効に活用してもらいたいと思います。

冬期間に利用者が多くなる体育館、野球場、武道館及びすばいあいの4施設は、事前に利用者希望者団体により調整会議を開きその中で日程を決め使用しています。

◎今年度より中学校にて武道とダンスの必修化が決定しており、市では武道においては柔道を選択しているとの事ですが、その指導の方法、及び安全対策について伺います。

教育長 市内の全中学校、全学年で、



安全に配慮しながら段階を追って、無理のない指導をしていきます。内容は、1年生は、柔道着の着方、礼法から初め、2年生は、礼法、受け身、固め技など、3年生は、後ろに転ぶ技を禁止しての試合などの予定です。指導は、基本的な内容を中心にし、無理な体勢からの技や危険な動きは禁止します。また、複数の指導者による指導体制、後頭部を打たない姿勢づくりができる準備運動の実施、畳のずれを防止する滑り止めマットの活用など、指導面・施設面での安全配慮にも努めていきます。



バランス良く、持続可能な、品格ある新庄市にするための質問

小関 淳

◎周辺市町村に強い影響力を持つ「新庄まつり」だが、今回は、どのように啓蒙的なゴミ対策を講じようとしているのか。

市長 新庄まつりにおけるゴミ対策については、まつり期間中ゴミは原則持ち帰りとしていましたが、お客様にとつては難しい面もあり、近隣からの苦情もあります。また他のまつり等ではゴミ箱を設置しているところもあります。今年は、ごみの分別・流れ、出る量などを考慮して何カ所かゴミ箱を設置したいと思えます。

◎市長は「郊外の大型商業施設と商店街の役割が異なる」というが、どう違うのか。またどうすれば、中心市街地や商店街が持続可能なエリアになると考えるのか。

市長 郊外型の店舗は、市内の商業エリアが広がることになると思われ、利便性の高い商業施設として利用されると考えられます。一方、中心市街地では、コミュニケーションの場、憩いの場として商業機能だけにとどまらない、地域の魅力が広がってきています。また、福祉施設なども開



設され、新たな動きが出てきています。「街中の暮らし総合エリア」として地域の魅力がさらに高まるようにしていきたいと考えています。



商店街活性化のカギは 連携にある

山口 吉静

◎中心商店街の活性化は、商店街や旅館など関係団体との連携、生産者の販売店、飲食店等との連携がカギである。当市での活性化の取り組みをお伺いいたします。

市長 商工会議所で、憩いの広場「ひと休み・いっぴく」を駅前通りに設置しました。商店街を行きかう人たちが立ち寄って、交流を図ることを目的としており、市内商店や各種サークルの商品、取れたての農産物を販売しています。こういった交流の場を拠点として中心市街地の賑わいが出てくることを期待しています。また、旅館組合では、レンタサイクルや、冬期には長靴や防寒着を用意して街中の散策を楽しんでもらう取り組みを行っています。人気キャラクターによる町おこしを参考に「かむてん」を素材とした活性化も考えています。

◎消防団のあり方、常備消防との関係、自主防災組織との関係、総団員数、団員の処遇等についてお伺いたします。

市長 消防団は、義勇的で旺盛なる



志気を持った人々たちによる、水火災や不測の災害等から地域を守るためのリーダー的組織です。災害時には消防長の指揮のもと、災害地点地域に住む団員が直ちに出勤できる態勢を保ち、常備消防との連携を整えています。現在の団員数は1144名ですが、近年減少傾向にあります。団員には、条例で報酬や手当等を定めており、公務災害補償や福祉共済制度も整備しています。それぞれの地域に属する消防団員が、地域の防災訓練等の指導にあたるなど、地域と連携して自主防災組織の育成強化に努めているところです。



安心して、暮らせる新庄市を

小嶋 富弥

◎当市の生活道路について道路は市民生活を支える基本的社会資本です。生活道路整備費補助金交付要綱を市民ニーズに沿う形にすべきと思うが、その考えは。

市長 最近の生活道路の整備は、舗装補修工事が増加しています。毎年4件程度補助金を交付していますが、既存舗装の老朽化や豪雪、雨水による被害で補修工が必要となったものと思われまます。現在補助は予算の範囲内で行い、その額は適正な工事費の2分の1以内としています。大規模工事となると自己負担も増加することになるため、計画的な整備による個々の負担軽減策など、補助金交付要綱の説明と、工事内容に則したきめ細やかなアドバイスをしたいと考えています。

◎地域防災計画と自主防災組織は昨年の東日本大震災を教訓にこれらの見直しを国、県では行われたが、市の見直し、又防災組織はどの様に図られているか質問いたします。

市長 地域防災計画は、国・県の見直し状況を踏まえ今年度中の見直し



を検討しています。大規模災害発生時の広域支援対応や原子力災害への対策の追加を検討しています。他に行政の防災体制の強化、地域防災力の向上、情報収集・伝達方法の充実に災害時要援護者への対応、燃料・電力等のライフラインの確保にかかる関係機関との調整などについて見直しを行っていく予定です。

自主防災組織は、少しずつですが組織化が図られています。市としてもより一層のPRや組織化されている町内の事例紹介などを通して育成強化に努めたいと考えています。



もがみ観光博について

佐藤 卓也

◎エコロジージャーデンを拠点とした地域に根ざしたコミュニケーション間の連携が始まり、各種の団体が現在参加しています。市として新しい組織作りなど今後の具体的な取り組みは。

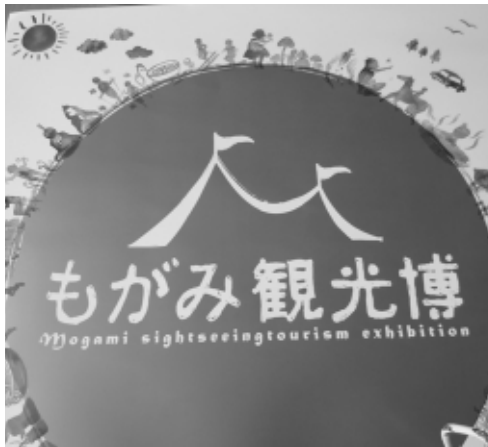
市長 昨年策定された「エコロジージャーデン利用計画」は、市民活力及び民間活力との多面的な関わりの中で推進していくものとし、民・産・学が多様に関わる実施主体の提案等を受け、他施設との連携を図りながらエコロジージャーデンの可能性を広げるものとしています。エコロジージャーデンは開園以来、産直施設や様々な団体の利用を、年を追うごとに拡大してきました。

市は、今年から「交流拡大プロジェクト実行委員会」を立ち上げ、各利用団体と共に、イベント開催、誘客拡大を図る計画です。また、旧農業試験場は今秋の「建造物登録文化財」指定に向けて準備を進めています。農的利活用、食、歴史的景観保全、交流拡大、観光と今後も各方面と連携した計画と実践を進めていきます。

◎もがみ観光博に対して市としての

取り組みと今後どのようにPRを行うのかお伺いします。

市長 「もがみ観光博」については最上地域全体で、パンフレットの配布や開催PRをしていきます。最上郡内の伝統芸能の披露や郡内ラーメンの食べ比べ、各温泉の足湯など最上地域全体をアピールできる場としていきます。PRの一つとして「じゃらん」関東・東北版臨時増刊号に「もがみ観光博」の特集記事が掲載されます。その他にも市のホームページやフェイスブックにも情報を掲載しています。



問題の多い小中一貫教育よりもゆるやかな小中連携を

佐藤 悦子

◎小中一貫教育は、単なる連携ではない。「中一ギャップの解消、4-3-2制」は、教育として大きな問題があるのではないか。小学5・6年は、学校行事や日常活動でリーダーとして成長し、人の役に立つとうれしいという有能感が最も保証される時期だ。それが失なわれるのではないか。

教育長 平成18年度から小中連携の研究を行っており、20年度からは小中一貫教育へさらに進化した方向性が打ち出され、9年間の見通しを持って子供を育てるという考え方で現在に至っています。

小中9年間を、4-3-2のブロック制に分けて指導する考え方は、小4から中1までの学年の「中期一を、思春期の始まる時期、自尊心の低下が見られる時期、生徒指導上の問題行動の芽が出始める時期であるなどの研究報告を踏まえ、この期間を特に丁寧に指導することで、子供たちの自尊感情を育み、意欲を持たせ、変化の激しい「中期」の指導充実を図ります。

◎もがみ観光博に対して市としての

4-3-2制の課題については、今年度からの「小中一貫校実施計画」策定の中で、具体的に実質的な計画を検討していきます。

◎訪問介護の生活援助の短縮問題は、

市長 この度の介護保険法の改正により、生活援助の時間区分が2区分に見直されました。この見直しは、介護報酬の評価を行う際の時間区分の変更であり、必要なサービス量に上限を設けようとするものではありません。今後もサービス利用者の生活リズムやニーズに応じた必要量のサービスを提供していきます。



常任委員会の審査から

総務文教

総務文教常任委員会に付託された請願1件の審査状況をご紹介します。

◆請願第2号脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出に関する件について

この請願は、国に対し提出を求めるものであり、審査において、委員から、運転中の原子炉はあるのか、建設中の原子炉は何基かといった質問があり、総合政策課より、運転中の炉はない。建設中の炉は3基あり、青森県東通村に1基、青森県大間町に1基、島根県に1基、との説明がありました。また委員から、代替エネルギーについてはまだよくわかっていないので、もう少し国の動向を見る必要がある、請願第2号は継続審査にすべきとの意見が出され、この継続審査に関して採決した結果、請願第2号脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出に関する件は賛成多数により継続審査すべきものと決しました。

産業厚生

産業厚生常任委員会に付託された議案1件、請願2件の審査状況をご紹介します。

◆議案第39号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

主な改正の内容としては、現在、用地面積3,000平方メートル以上を取得して5年以内に操業を開始し、5名以上を新しく雇用した場合に、用地取得費の30%を助成しているものを、被災企業に限り100%助成することができるようにするという内容です。

審査に入り、委員から、5名以上の雇用とあるが、地元の人を雇用する計画がないのかといった質問があり、商工観光課から、新庄最上圏域外の方々であつても、雇用によって定住に結びつける雇用政策も必要のため、特別な制限は設けていないとの説明がありました。

また、助成した企業が撤退した場合の対策については、条例に基づいて助成金交付決定の取り消しの規定を適用して対応していくとの説明でありました。その他質問等ありましたが、採

決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

◆請願第3号脳脊髄液減少症の医療に関する請願書について

請願の紹介議員より、請願の趣旨について、脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツなどの衝撃により髄液が漏れ出て、頭痛などの様々な症状を引き起こすもので、その効果的な治療であるブラッドパッチ治療が、現在は全額自己負担のままであるため、国に対して保険の適用などを求めていくものであるとの説明がありました。

審査に入り、委員から、市では患者数を把握していないのかといった質問があり、健康課から、保険適用になっていないので市に保険の請求がこないため、実数の把握ができないとの説明がありました。また、高額療養費の対象にもならないとの説明がありました。その他質問等ありましたが、採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決しました。

◆請願第4号公的年金の改定に反対する意見書提出を求める請願について

請願の紹介議員より、請願の趣旨について、平成12年から14年ま

での3年間で行われた物価スライドの据え置き分について、今後2.5%削減を行おうとしていることから、地域経済と高齢者の生活実態に配慮し、国に対して削減を行わないよう求めていくものであるとの説明がありました。審査に入り、委員から、さしたる質疑等もなく、採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決しました。

9月定例会の予定

| | |
|---------|----------|
| 9月7日(金) | 開会 |
| 8日(土) | 休会 |
| 9日(日) | 休会 |
| 10日(月) | 一般質問 |
| 11日(火) | 一般質問 |
| 12日(水) | 常任委員会 |
| 13日(木) | 常任委員会 |
| 14日(金) | 決算特別委員会 |
| 15日(土) | 休会 |
| 16日(日) | 休会 |
| 17日(月) | 休会(敬老の日) |
| 18日(火) | 決算特別委員会 |
| 19日(水) | 休会 |
| 20日(木) | 最終日 |

請願締切は8月28日(火)までとなっております。

※一般質問者数により若干日程が変わります。

議員研修会

去る6月25日、「全国に広がる地方議会改革」―議会基本条例から考える―をテーマに

中尾修氏(現東京財団研究員、元北海道空知郡栗山町議会事務局長)を招き研修会を行いました。栗山町は夕張市に隣接する人口1万4000人の町ですが、平成18年全国ではじめて議会基本条例を制定した町として脚光・注目を集めています。たいへん感銘を受けたお話をしました。以下講演の要点を掲載致します。

名古屋や大阪で首長が代表を務める「地域政党」が誕生した。しかし首長の言いなりの政党では首長が暴走する危険もある。議会との対立点を解消するために選挙で議会構成を変えることは否定しないが、主義、主張、政策がいまいなら首長と議会が馴れ合う旧来の談合政治と変わらない。二元代表制は首長と議会の意見が異なることが前提なので両者が対立することは健全だ。でも、話し合いを尽くすこと。住民生活を人質に

とらないことがルールだ。対立が解けない場合、住民は4年の任期が終わる時点でどっちの言い分が正しいかを判断し、役者を変えればよい。

議会は首長の取り組みを手エックし制御することが仕事だ。意見が対立した場合にはどうやって折り合いをつけるか話し合っ解決策を探ることが民主主義の基本。阿久根市や名古屋市のように十分に話しあわずに投票で決着をつけようとすれば町を二分し感情的な対立が永く残りかねない。民意のねじれをどう解消するか、互いに智慧を絞ることが大切。

市長は選挙で選ばれる。議員も選挙で選ばれる。この2つの機関には最初から微妙なズレが生じている。このズレこそが二元代表制の最も優れた制度設計といえる。これまでの議会は、遠慮してなのか、名譽だったのか、議会本来の権限、例えば修正権、提案権、否決をする、調査権を発動する等々、議会の権能を健全に行使してこなかった実態がある。首長のやり方を追認することに甘んじてきたのである。やっぱり議員は名譽であり、

権威なのだ。そしてこんなあり様に対して市民もまた無関心だった。地方議会では会派はいらない。与党も野党もない。議案に対して、是々非々で対応すればよい。

議会改革は何も特別なものではない。普段通常の議会の活動を改善・改良していくことが議会改革だ。議会が何をしているか住民には分かりにくい。だからこそ議会は住民に直接向き合い、説明責任を果し住民の意思をくみ上げる努力が欠かせない。

なんといつでも議会は政策をもって首長と対峙することが必要。首長から出たものに対して二問、三問ちよつと市民から見たらクレームをつけるような質問をして質疑といっているような議会であれば、どのような制度を持つて



しても変わらない。集団として、合議体としての特性を出していく議会に変わろうとするのが議会基本条例の本意。議会がかたまりとして不特定多数の住民と公式に話し合う機会の確保(議会報告会や意見交換会)、住民の陳情や請願について議会で見解を述べることができること、そして議員間で討論することの3要素は外せない要件だ。議会基本条例を作る、作らないは、議員として、議会としての覚悟の問題といえる。

【文責：遠藤敏信】

議会を傍聴しませんか

―市民の皆さんの意見が反映されていますか―

どなたでも議会を傍聴することができます。当日直接議会事務局にお越しください。受付簿に住所・氏名を記入していただく他は、面倒な手続きはありません。(傍聴席に限りがありますので、団体の場合は事前に議会事務局までご連絡ください。)

あとかき



社会保障と税の一体改革による消費税増税法案が、この程衆議院を通過、平成26年4月に8%に、27年10月に10%に消費税率を引き上げるといふものです。

昨年3月に発生した東日本大震災の復旧も遅々として進まない現状であり、我が国にとつて、これまでにない大きな試練であります。

このような情勢のなか、本市の実質公債費比率が一番高い時には30・1%でありましたが、市民の皆様からご理解とご協力を得ながら22年度決算では19・8%に改善されました。国、地方とも財政面で苦勞している状況ですが、あくまで市民の目線にたった行政を追及していくべきと考えます。市民と議会のコンセンサスを一層深め、将来を展望しながら活力ある新庄市にしていこうではありませんか。

平向 岩雄